

第 1 回

おいらせ町ネイチャーセンター白鳥の家指定管理者 プロポーザル審査委員会

日 時 令和 7 年 8 月 2 8 日（木）
午後 2 時～

場 所 おいらせ町役場 分庁舎 4 0 1 会議室

－＜ 次 第 ＞－

- 1 委嘱状及び辞令交付
- 2 町長あいさつ
- 3 組織会
 - (1) 委員紹介
 - (2) 委員長及び副委員長の選任について
- 4 案 件
 - (1) おいらせ町ネイチャーセンター白鳥の家指定管理者導入について
 - (2) おいらせ町ネイチャーセンター白鳥の家指定管理者選定要項（案）について
- 5 その他

1 委嘱状及び辞令交付

おいらせ町ネーチャーセンター白鳥の家指定管理者プロポーザル審査委員会委員

任期：令和7年8月28日から指定管理者の候補者を選定する日まで

要綱区分	ふりがな 氏 名	団体名・役職名等
第1号	つまがり たかのぶ 津 曲 隆 信	歴史と自然を愛する会 会長
第1号	みちかわ ただし 道 川 正	森林文化愛好会 会長
第2号	きたむき まさみ 北 向 政 美	木内々小学校区地域づくり協議会 会長
第3号	なりた みつひさ 成 田 光 寿	総務課長（行政改革担当課）
第4号	おかもと けいいち 岡 本 啓 一	地域整備課長（公園管理担当課）
第5号	いしい かずのり 石 井 重 成	青森大学 社会学部 准教授

事務局及び 案件説明者	かしわざき かつのり 柏 崎 勝 徳	商工観光課 課長
	なりた かずひさ 成 田 和 久	商工観光課 課長補佐
	やまもと こうた 山 本 皓 太	商工観光課 主査

3 組織会

(1) 委員紹介

事務局がお名前をお呼びしますので、一言ごあいさつをお願いします。

(2) 委員長及び副委員長の選任について

要綱第4条の規定に基づき、委員の互選により、委員長及び副委員長を選出します。

委員長 _____ (会務の総括)

副委員長 _____ (委員長職務代理者)

4 案 件

(1) おいらせ町ネイチャーセンター白鳥の家指定管理者導入について

資料1「指定管理者制度導入について」にて説明します。

(2) おいらせ町ネイチャーセンター白鳥の家指定管理者選定要項（案）について

資料2「指定管理者選定要項（案）」にて説明します。

5 その他

○おいらせ町ネーチャーセンター白鳥の家指定管理者プロポーザル審査委員会設置要綱

令和7年5月30日
告示第74号

(設置)

第1条 おいらせ町ネーチャーセンター白鳥の家（白鳥保護監視所含む）（以下「白鳥の家」という。）の指定管理者を指定するに際し、公平かつ公正に選定するため、おいらせ町ネーチャーセンター白鳥の家指定管理者プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 指定管理者の選考方法に関する事。
- (2) 指定管理者の候補者の選定に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めた事。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員8名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 自然環境保護関係団体を代表する者
- (2) 地域づくり関係団体を代表する者
- (3) 総務課長
- (4) 地域整備課長
- (5) 前号に掲げるもののほか、町長は必要に応じ、専門的知識を有する者その他関係者を委嘱することができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から白鳥の家の指定管理者の候補者を選定する日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 委員会の会議は、非公開とする。

(審議)

第7条 委員会は、指定管理者の候補者を選定する場合には、選考基準に基づき審

議し、町長に意見を述べるものとする。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正かつ適正に審査を行わなければならない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、白鳥の家を所管する課において処理する。

(委員会の解散)

第10条 委員会は、第2条に定める任務が終了したとき、解散する。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。